863
17

御軍令并長崎見聞録

国立国会図書館　タイトル『御軍令并長州見聞録』 請求記号 863-17

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御軍令并長州見聞録』 請求記号 863-17

ガラス使用

863
17

御軍令并
長州見聞録

安藝
宮島
藤井
源二郎
写

国立国会図書館　タイトル『御軍令并長州見聞録』　請求記号 863-17
ガラス使用

863-17

軍令條々

一今度毛利大膳亮追討ノ為差下サル
　　諸本兼テ諸軍勢ノ事ニ付相法ノ旨ニ
　　ヲ以テ違背ノ輩ハ
　　軍律ニ
　　ヲ以テ処ス可キ事

一陣中ニ於テ喧嘩口論ヲ為ス輩ハ
　　理非ヲ糺サス双方成敗
　　ヲ加フ可キ事

一陣中ニ於テ私ノ遺恨ヲ以テ
　　闘諍

国立国会図書館　タイトル『御軍令并長州見聞録』　請求記号 863-17　ガラス使用

作長袖之事
一軍中ニおゐて馬乗之時ハ
羽織ニ而ハ不苦事
一田畑作毛荒之節ハ
令停止附ケ押買狼藉
等堅ク可為曲事
一小荷駄押ニ而ハ
無之候ハヽ一切通軍勢
ニ而ハ
一於陣中ハ
不及申ニ
一下知ニ応シて陣構
石ヲ除ケ堅ク相守
兼而定置之
御墨印
下知受
一軍役ニ人ヲ出ス
面々ハ
勿論大小姓ニ
至迄
一軍役ニ
馬ヲ出ス
面々ハ
勿論大小姓ニ
至迄

一 御行列前後之次第
并名目之事

一 御先手之大名一万代和勢
隊之先陣之事

一 押発之時用事有之
時者先手之内より
早打を以申聞へし
可然事

一 若殿様御供
之面々
御先手之内より
早打を以申聞へし
可然事

一 押発之時山谷林等
新手之者
御隊々伴
騎ニ而
同紀州へ
為
当年
之事

一 御

一 御軍中ニおゐて若し敵ニ内通之者有之候ハヽ其者ハ勿論之事ニ候得共其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申

一 御軍中ニ於て諸士ニ限らず組ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申

一 御軍令ニ背き候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申

一 毎夜之宿番ハ一隊ニ付十人ツヽ出張之事

一 御陣中ニ於て喧嘩口論之儀ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申

一 御陣中ニ於て喧嘩口論之儀ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申

一 御陣中ニ於て喧嘩口論之儀ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申其者ニ組合候者ハ不及申

国立国会図書館　タイトル『御軍令并長州見聞録』　請求記号 863-17　ガラス使用

一 兵粮之事

一 陣中米之儀ハ兵粮ニ而可遣候事

一 夜打并忍ひ之者御警衛之事

一 御陣場ニ而ハ御法度之儀ハ勿論ニ候へ共、御陣場ニ而ハ
格別ニ大小共ニ御慎可被遊候事

一 諸軍勢之内

一 毎年七月朔日御陣屋ニ而諸
令相合候ニ付諸向役人
諸向第一番ニ而ハ役人
事

但時刻等ハ申文ニ相記
候事

一 御陣屋ニ而ハ遠近皆ニ
人柄重キニ不拘農神
慶徳之事

罹災
災農
和泉
仙台
行基
豊後
開帳

八月朔日ハ幸山英農
殿御

[illegible]

一橋中納言殿ゟ 御作事奉行 長谷川追付と被仰渡候
事為伺 御作事奉行 御名代 御作事方 御普請役
[illegible]

一橋中納言殿ゟ 御作事奉行 長谷川追付と被仰渡候
事為伺 御作事奉行 御名代 御作事方 御普請役
[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『御軍令并長州見聞録』　請求記号 863-17　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御軍令并長州見聞録』　請求記号 863-17　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御軍令并長州見聞録』　請求記号 863-17　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『御軍令并長州見聞録』　請求記号 863-17　ガラス使用

863
17

白服境并度ニ一酒ヲ
納候茶壷ニ沖ヨ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『御軍令并長州見聞録』 請求記号 863-17　ガラス使用

863
17

国立国会図書館　タイトル『御軍令并長州見聞録』　請求記号 863-17　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『御軍令并長州見聞録』　請求記号 863-17

ガラス使用